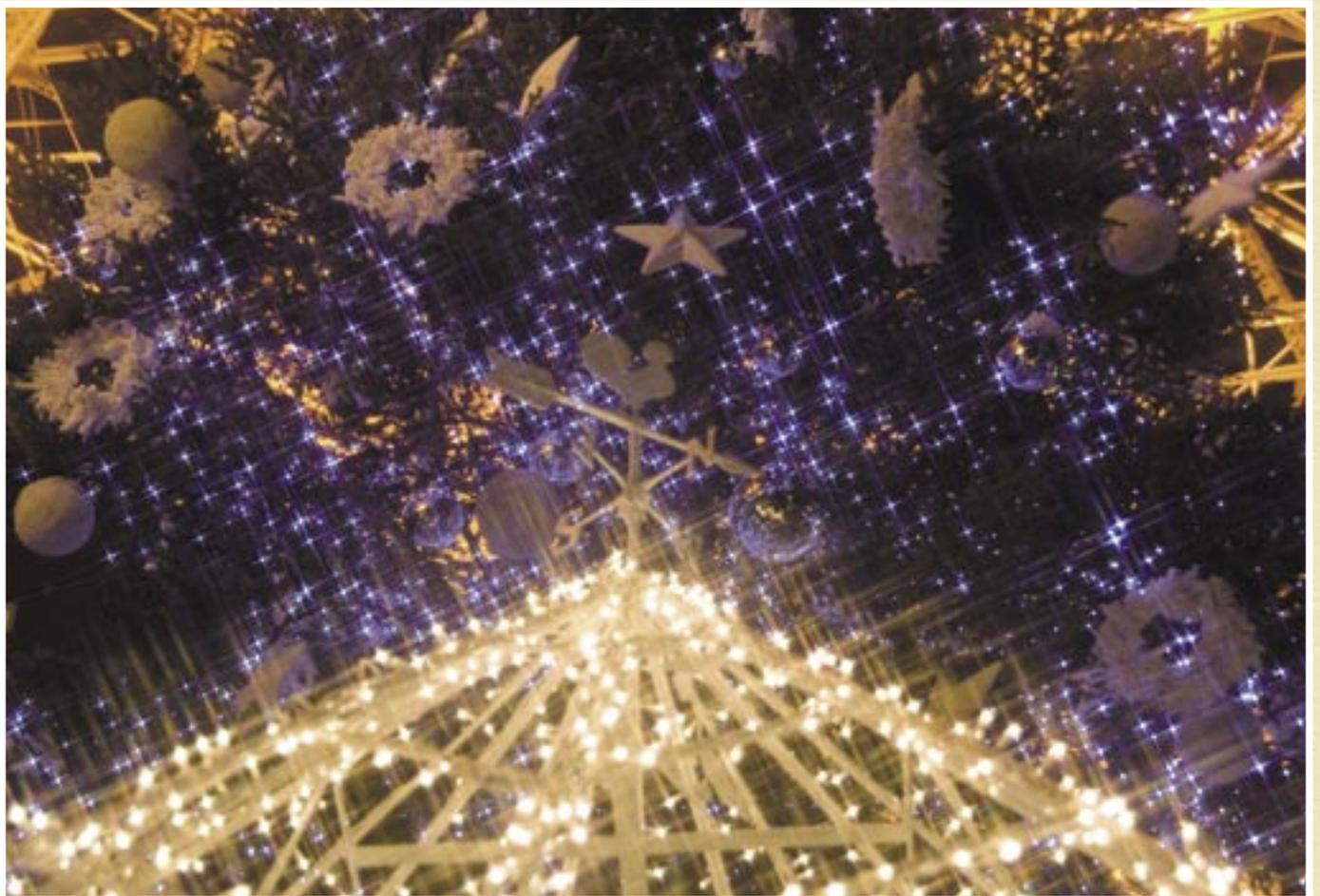


FOR TOMORROW

しづや  
法人

申告納税は



〈クリスマスイルミネーション〉

2010.12  
No. **506**  
平成22年

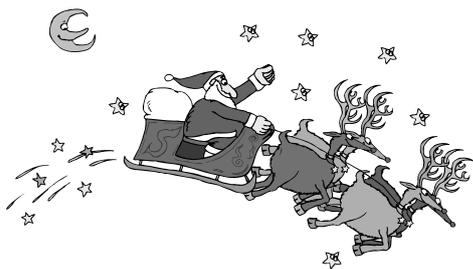
**税制改正要望全国大会報告・平成22年度納税表彰式**

法定調書の作成・提出はパソコンで!!	5
法人会事業アラカルト	8
商工会議所マル経融資のご案内	11
都税コーナー	14

# 法人会掲示板 12・1月

## 12・1月(2月)実施する主な事業

- 12月2日 広報委員会
- 12月2日 青年部会、女性部会ボウリング大会
- 12月2日 第11ブロック税務講習会
- 12月7日 青年部会：渋谷駅前美化運動
- 12月9日 経営者支援セミナー〈商品編〉
- 12月10日 第21ブロック税務講習会
- 12月12日 明治座特別観劇会
- 12月17日 理事会
- 12月22日 第10ブロック税務講習会
  
- 1月13日 新年賀詞交歓会
- 1月19日 経営者支援セミナー〈人材編〉
- 1月27日 女性部会：新春講演会、新年賀詞交歓会
  
- 2月2日 第11ブロック新年会
- 2月3日 源泉研究部会役員会
- 2月7日 第15ブロック新年会
- 2月17日 社会保険セミナー
- 2月23日 第19・20・21ブロック合同研修会
- 2月26日 女性部会：介護支援対策セミナー



## 定例説明会等のお知らせ

### 《税務無料相談》

日時 平成22年12月15日(水)午後1時～4時  
 日時 平成23年1月19日(水)午後1時～4時  
 日時 平成23年2月16日(水)午後1時～4時  
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10  
 TEL 3461-0758

### 《決算法人説明会》

日時 12月3日(金) 午後1時30分～4時  
 日時 1月11日(火) 午後1時30分～4時  
 場所 渋谷区立商工会館 2F

**該当の会社は是非ご出席下さい。**

### ●申告書用紙等発送予定日 法人税・消費税の確定申告書等

決算期	発送予定日
22年12月	23年1月下旬
23年1月	23年2月下旬
23年2月	23年3月下旬

## メールアドレス登録のお願い

渋谷法人会では、法人会ホームページ“なかまネット”を通じて様々な会員サービスを展開していきたいと考えております。

まずご登録いただき、ご自身の会社の情報をアクセスする方に公開して下さい。公開する情報は選べます。また、自社のホームページにリンクさせることも可能です。ご自身の会社をアピールして下さい。ご登録件数が増えるほど、双方にメリットが生まれます。

**まずはご登録を！**

設計から施工、決め手はCIM カイダン・ルネッサンス

階段屋  
**YOKOMORI**

鉄筋階段専門メーカー

**株式会社 横森製作所**

本社／東京都渋谷区幡ヶ谷1-29-2 〒151-0072 TEL. 03-3460-9211

## 平成23年度税制改正要望全国大会報告

# 法人税率の引き下げと事業承継税制の確立が最重要課題 — 広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指す —

第27回法人会全国大会が、9月28日(火)熊本県のグランメッセ熊本で開催され、全国から約2,000名、うち東京から230名の会員が参加した。全国大会では、税制改正要望全国大会も併せて開催され、「平成23年度税制改正に関する提言」の主旨説明を行った。

税制改正に関する提言とスローガンは下記の通り。



### 〈税制改正に関するスローガン〉

- (総論) ● 行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大胆な削減を！
- 税制の抜本改革を行い、元気な日本の復活を！
- (法人税) ● 法人実効税率は欧州・アジア主要国並の30%以下に引き下げを！
- (所得税) ● 所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！
- (事業承継税制) ● 適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！
- (消費税) ● 歳出・歳入の全体的な見直しの中で消費税率引き上げの議論を！
- (地方税) ● 地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！
- (その他) ● 年金・医療・介護の制度改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

### 税制改正に関する提言

現在の日本経済は、中国、インド等新興国の好景気に支えられ、輸出等外需は堅調だが、肝心の内需は低迷しており、景気はさえない展開が続いている。特に中小企業については先行きに不透明感が増し、企業マインドを冷やす要因となっている。

一方、世界に目を転ずると、人口1,000万人のギリシャの財政危機が世界経済を振り回し、欧州を中心に財政不安が広がっている。米国では、戦後最悪の雇用不安が経済の先行きを不確かなものにしていく。このように、世界経済の先行きには不安材料が多く、その構造は一層複雑化している。

そうした経済情勢の中で、わが国は何をすべきか。その答えは既に出ている。その第一歩として、まず行うべきは、財政政策の基本である「入るを量りて出ざるを為す」ことであり、現状はその原則から著しく逸脱している。一方、成長分野に資金を投入するのは当然のことである。要するに現在の日本には具体的な成長戦略がない。その戦略の中でも税制改革は急務である。世界的に見ても欧州を中心に、経済活性化の観点から大胆な税制改革に踏み切る国は多い。特に、わが国においては、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制は欠かせない。こうした観点から、法人税率の引き下げ（軽減税率を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

以上を踏まえ、会員の総意として「今後の望ましい税制のあり方」をテーマに平成23年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

#### (総論・要約)

#### 第1 経済・財政・社会保障制度の改革

政府は、今後10年間で基礎的財政収支を黒字化する目標

を「財政運営戦略」に掲げたが、そのためには抜本的な歳出・歳入の一体改革を行い、国民負担率を増やさない小さな政府を目指すべきである。同時に、どのような社会保障制度をつくり、どこにどう投資するか等の制度設計を行い、財源としての消費税増税について国民に分かりやすく説明すべきである。

#### 第2 行財政改革の推進

政府が直営する事業は、民間開放による効率化を検証してみる必要がある。政府の行財政改革は、民間のリストラに比べてまだ不十分であり、目に見える形での成果を期待したい。

同様に、公務員改革や国会議員の定数削減も急務である。

#### 第3 国・地方のあり方

国民が求めているのは、国・地方の役割分担の明確化および行政効率化に伴う歳出削減等の実効ある政策である。また、広域行政による効率化の観点から、道州制について十分に議論すべきである。

#### 第4 税制改革のあり方

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。その中小企業が、様々な環境変化の中でその存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。こうした観点から、法人税率の引き下げ（軽減税率の更なる引き下げ、恒久化を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

#### 第5 租税教育の充実

学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者意識を定着させる必要がある。

これからの税制改正は、納める側が納得した上での推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。

正しい税知識を学ぼう

# 平成22年度渋谷税務署長納税表彰式

(本会関係者) 表彰状5名、感謝状6名受彰

平成22年度納税表彰式が11月11日(木)、午後2時より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に、本会より、表彰状5名、感謝状6名の方々が税務行政に功労があったとして、受彰の榮に浴されました。

(敬称略)

渋谷税務署長表彰状受彰者



浅妻 正行  
(副会長)  
(簡浅妻)



雨宮 孝幸  
(常任理事)  
(株)一古酒店



名取 政俊  
(常任理事・青年部会長)  
名取不動産(株)



山田 英治  
(理事)  
(有喜楽)



沼田 和子  
(女性部会副部会長)  
尚永ビルサービス(株)

渋谷税務署長感謝状受彰者



小林 英雄  
(常任理事)  
(有)小林カーテン



松本 智  
(常任理事・源泉研究部会長)  
東京急行電鉄(株)



伊藤 一三  
(理事)  
伊藤秀(株)



山崎 健吉  
(評議員)  
(株)山崎文栄堂



生稲 榮次  
(評議員)  
(有)生稲



阿部 千恵子  
(女性部会副部会長)  
(株)フジ



受彰おめでとうございます

また、11月1日(月)当会副会長多治見孝子氏が東京国税局長表彰、さらに11月5日(金)に当会会長柳田道康氏が東京都主税局長表彰、17日(水)に当会監事村田晋一氏が渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

東京国税局長表彰状受彰者



多治見 孝子  
(副会長)  
多治見無線電機(株)

東京都主税局長表彰状受彰者



柳田 道康  
(会長)  
スターヒューズ(株)

渋谷都税事務所長感謝状受彰者



村田 晋一  
(監事)  
幡ヶ谷商店街振興組合

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

## 法定調書の作成・提出はパソコンで!! ～ e-Tax、光ディスクでもっと便利に～

国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用すると、

### 提出が便利!

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。

### 作成が便利!

画面に表示される法定調書等の様式に必要な事項を入力するだけで、法定調書や法定調書合計表が作成できる上、支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので入力の手間も省けます。



① e-Tax は、インターネットで法定調書の作成及び提出のほか、国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる便利なシステムです。

② e-Tax をご利用いただくためには、次のものが必要となります。

- ・ 必須環境を満たすパソコンとインターネットが利用できる環境
- ・ 電子署名用の電子証明書
- ・ 電子証明書が IC カードに格納されている場合には、IC カードリーダーライター



③ e-Tax を利用するためには、開始届出書の提出が必要です。開始届出書は、e-Tax ホームページからオンラインで提出でき、利用者識別番号等がオンラインで発行 (通知) されます。利用者識別番号の取得後、電子証明書等の初期登録を行ってください。

④ 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。利用開始の手続、e-Tax ソフトの操作方法、また、よくある質問 (Q & A) など、e-Tax に関する情報についてお知らせをしています。なお、ご不明な点がある場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。

⑤ その他の提出方法について  
法定調書は、書面及び e-Tax による提出のほか、光ディスク等 (CD、DVD、FD、MO) により提出することもできます。  
光ディスク等により提出する場合には、事前に承認申請手続が必要です。また提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。また提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。また提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。なお、提出に当たってはセキュリティの確保のため、暗号化 (自己復号型) による提出をお勧めいたします。

e-Tax ホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

### 提出期限等について

この手引で示す法定調書は、平成 23 年 1 月 31 日 (月) までに所轄税務署長 (給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長) に提出しなければなりません。

### 法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記入方法について

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) の額を含めてください (消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで判定しても差し支えありません。)
- 2 支払金額の記入に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記入してください (消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで記入しても差し支えありませんが、その場合には、「摘要」欄にその消費税等の額を記入してください。)

この社会あなたの税が生きる

## 税務署からの お知らせ

# 相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている方につきましては所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求又は確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧くださいか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早めのお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

**【問合せ先】** 渋谷税務署 TEL 03-3463-9181

自動音声の案内に従い、「0」を選択してください。

## 源泉所得税

## Q&A

### 平成22年度の税制改正により、平成23年分の給与の源泉徴収事務について

扶養控除の見直しが行われました。

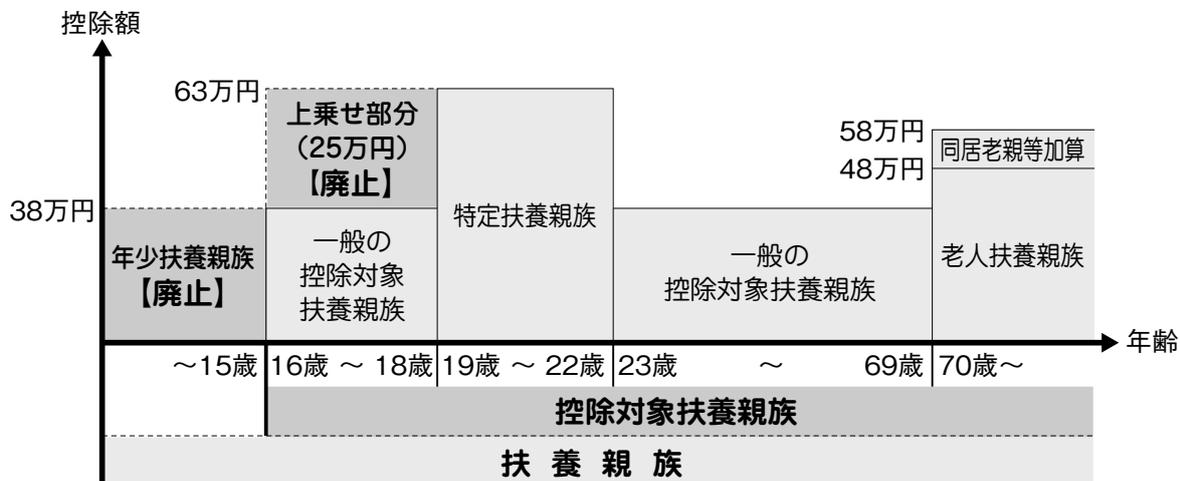
- ① 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。  
これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族とすることとされました。
- ② 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部

分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

- ③ 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされました。
- ④ これらの改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与等について適用されます。

#### 【年齢別の扶養控除の概要】



e-Taxを利用しよう

## 都税事務所だより Q&A



**Q** 固定資産税（償却資産）の電子申告をしたいと思うのですが、必要な手続きはどのようなものですか。

**A** 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえで地方税ポータルシステム（eLTAX）のホームページに利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただくことが必要です。審査には2週間ほどかかります。

なお、既に法人二税で電子申告を利用している方は、資産の所在する区の都税事務所を申告先として追加してください。

※法人事業税等に係る都税事務所の所管区域が変わっておりますが、償却資産の申告書等の提出先は従来どおり変更ありません。

### 【電子申告についてのお問い合わせ先】

（地方税ポータルシステム）ホームページ <http://www.eltax.jp/> **エルタックス** **検索**

サポートデスク ☎ 0570-081459（IP電話・PHSから：☎ 03-5339-6701）

※午前8時30分から午後9時00分まで（土日祝・年末年始（12/29～1/3）を除く）

申告手続き等の詳細については、「固定資産税（償却資産）申告の手引き」または東京都主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

### 【申告手続き等のお問い合わせ先】

（東京都主税局）ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/> **東京都 主税局** **検索**

渋谷都税事務所 固定資産税課 償却資産係 ☎ 03-3463-4311(代表)

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

**納税にはダイレクト納付が便利です！**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の届出が必要です。  
※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

**e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが！**

最高5,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付金がスピーディ

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス
検索

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会  
事業  
アラカルト

田勢康弘氏特別講演

一漂流する政治の現状と展望一

去る10月21日午後3時より、渋谷エクセルホテル東急において、講師に政治ジャーナリスト田勢康弘氏をお迎えして秋の特別講演会・法人会員の集いを開催した。

中国の反日デモや小沢金権問題。世論調査の問題点等様々な話題についてジャーナリストならではの視点からのお話しをお聴きした。

その後同所において会員の集い(懇親会)を催し、会員相互の交流を図っていただいた。講演会の総出席者は、143名。



会長挨拶



講師：田勢康弘氏



五月女組織委員長挨拶



会員の集い

税を考える週間協賛事業

渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2010)に参加「税を考える週間」(11/11~11/17)行事の一環として、去る11月6日(土)、7日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係団体の一員として、渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2010)に参加。2日間で延べ90万人の来場者で賑わう会場で税金クイズに挑戦していただき、賞品のパンジーの鉢植え(2個入り3,000セット)



くみの広場

や子供たち向けに風船を用意してプレゼントした。

他に法人会として、クリアファイル、マーカーペン、水木プロ作画

全法連租税教育用のマンガ本「税ってなんだ？」等も各3,000セット提供しました。

クイズに参加された皆さんは、改めて税に対する認識を深められたようだった。

柳田会長、青年部会、女性部会員の皆さん、早朝より花のセットや税金クイズ、鉢植えのプレゼントまでお疲れ様でした。



初日挨拶する柳田会長



イータ君と



税務関係団体ブース

社会貢献委員会を開催

10月22日(金)午後4時より、渋谷法人会館において社会貢献委員会を開催した。

今回は、渋谷キープグリーン推進の経過報告と東京法人会連合会の大川課長から、東京都「地球温暖化対策報告書」の提出についての説明があった。

女性部会の社会貢献事業の取り組みについての報告と、先に開催したチャリティゴルフコンペの募金の渋谷区社会福祉事業団への寄贈の報告があった。



東法連大川課長



社会貢献委員会

第5回チャリティゴルフコンペを開催

厚生委員会主催による第5回チャリティゴルフコンペを10月6日(水)、今年は趣を変えて千葉県袖ヶ浦市のカメラアヒルズカントリークラブで開催した。

今年は昨年と違って天気に恵まれ、スムーズな進行ができた。



優勝者：吉野氏(左)



カメラアヒルズカントリー倶楽部

会員の増加は、会員のメリットに通じる

優勝は、吉野商事(株)の吉野隆幸氏。

参加者からのチャリティ募金66,000円を10月13日、浅妻厚生委員長から渋谷区社会福祉事業団に寄贈した。



浅妻厚生委員長から事業団へ

## 平成22年度第2回簿記講習会終了！

渋谷法人会では、9月2日より渋谷法人会館において、午後1時30分から4時30分まで、平成22年度の第2回目の初級簿記講習会を開催しており、10月26日最終日を迎えた。

最終日には、講師の四方先生から一人一人に修了証と記念品を授与された。



修了証の授与

## ブロックだより

### ブロック税務講習会を開催

法人会の各ブロックでは、9月24日の第7・8ブロック合同の税務講習会を皮切りに、平成22年度税法改正の講習会を開催している。本部事業だけでなく、ブロック別にもいろいろな行事を企画開催しておりますので、是非ご出席ください。講師は渋谷税務署の小野寺法人課税第一部門統括官、佐々木審理担当上席調査官。



挨拶：小野寺第一統括官



講師：佐々木上席



第7・8ブロック合同税務講習会

### ブロック役員会を開催

各ブロックでは会員増強と今後の今年度のブロック事業についての役員会を開催している。

写真は10月4日(月)開催の第2ブロック役員会。



小野寺統括挨拶



第2ブロック役員会

### 第1・2ブロック合同税務講習会、研修会を開催

去る10月26日(火)午後5時より、恵比寿ガーデンプレ

イスタワー内、カフェテリア エスパシオに於いて第1・2ブロック合同の税務講習会、研修会を開催した。



講習会講師：佐々木審理上席 研修会講師：西村晃氏

当日は、第1部：税務講習会として、平成22年度税法改正について渋谷税務署法人課税第1部門の小野寺統括官と佐々木審理担当上席調査官よりご説明いただいた。

第2部は、経済評論家の西村晃氏を講師にお招きし、「こんな時代に生き残る経営」と題して講演いただいた。

その後懇親会に入り、それぞれ名刺交換など交流を図っていただいた。

併せて、盲導犬育成募金を実施したところ21,326円の募金をいただき、翌27日(財)日本盲導犬協会に寄付した。ありがとうございました。



講師と名刺交換



税務講習会、研修会風景

### Hirooフェアに参加

#### 第4ブロック (鈴木ブロック長)

10月17日(日)渋谷法人会第4ブロック (広尾1～4丁目)でHirooフェアが開かれ、法人会から花小鉢、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



税金クイズが難しかったですか？

### 第15ブロックボウリング大会

#### (田中ブロック長)

渋谷法人会第15ブロック (幡ヶ谷1～3丁目)では、毎年恒例のボウリング大会を去る11月8日(月)笹塚ボウルにおいて開催した。

出席者21名、優勝者は、(有)ワールドタグチの鈴木さん



優勝：鈴木さん



田中ブロック長



15ブロックボウリング大会

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

## 第11ブロック見学研修会

柏崎刈羽原子力発電所、柏崎風力発電所見学

第11ブロックは、去る10月17日(日)、18日(月)と東京電力渋谷支社の協力により、柏崎刈羽原子力発電所、柏崎風力発電所の1泊見学研修会を開催し、クリーンエ



第11ブロック見学研修会

ネルギーについて勉強いたしました。皆様にも、是非お褒めいたします。

連絡先 東京電力株式会社渋谷支社  
地域コミュニケーショングループ  
直通電話 03-6374-5552

他にも多数見学コースがあります。  
参加者 16名 他東京電力社員 3名



風力発電の風車

## 第16ブロック見学研修会

日時 10月28日(木) 午前8時00分～午後5時30分

行き先 三津シーパラダイス、伊豆長岡温泉

参加者 19名



## 部会だより

### 青年部会と女性部会の合同ゴルフコンペ

9月28日宇都宮のサンヒルズカントリークラブで女性部会とのチャリティゴルフコンペを開催いたしました。

男女併せて5組で、生憎の雨の中のスタートでしたが、後半は徐々に晴れてきて太陽も顔をのぞかせる天気でした。

優勝は藤木宏泰さん。女性参加者の好スコアが目立つ楽しいコンペでした。

チャリティの募金30,000円を盲導犬協会に寄付しました。(吉岡 記)

### 源泉研究部会役員・世話人会を開催



源泉研究部会役員世話人会

去る9月14日(火)午前11時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、税務署異動後の初顔合わせと今後の部会事業に



五十里副署長



星第3統括官



柳田会長

ついて話し合った。

## 全国青年の集い とちぎ大会

10月15日酷暑を過ぎてようやく秋らしさが戻ってきた。今日は栃木県総合文化センターでの全国青年の集い栃木大会である。

宇都宮は思ったより大きな駅だった。考えてみれば餃子や、カクテルやジャズや話題に事欠かない。駅前

で迷っていると親切にバスを案内してくださる。会場が近づくと、全国から集まった青年部の方々が町のあちらこちらで溢れ、賑わいを見せていた。会場では選りすぐりの物産、展示物、記念講演など盛りだくさんの内容で溢れていた。

地方活性化の流れの中で、その頑張りがよく伝わる栃木大会でした。(数村 記)



記念講演：三遊亭円楽氏



歓迎の言葉 上野大会会長



名取部会長と藤木幹事

## 女性部会だより 山形・米沢法人会女性部会と交流会を開催

去る11月12日(金)、米沢法人会長及び女性部会の方が上京され、6月7日の姉妹会提携以来初の交流会をグリーングリルに於いて開催した。

当日は、モスフードサービス社長の櫻田厚氏を講師にお招きし講演いただき、



講演に聴き入る出席者

その後同所に於いて懇親会を開催し、大変賑やかな会となった。(出席者31名)



講師：櫻田厚氏



福崎米沢法人会女性部会長挨拶



山崎渋谷法人会女性部会長挨拶

電子納税、電子申告を活用しよう

# 商工会議所は皆様の企業経営を全力でサポートします！



## マル経融資

### 融資対象

- 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組んでいる方
- 従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の法人・個人事業主の方
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税)を完納している方

### 融資限度額

1500万円

### 返済期間

- 運転資金 7年以内
- 設備資金 10年以内

### 担保・保証人

不要  
(保証協会の保証も不要)

### 融資利率

1.85%  
(平成22年11月11日現在)

※この融資限度額、返済期間の取り扱いは、平成23年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

**東京商工会議所** 渋谷支部  
渋谷区渋谷1-12-5 区立商工会館7階

お問い合わせは・・・

03-3406-8141

(みんなの商売大きく結ぶ繁盛いっぱい渋谷が一番)



## 窓口専門相談

経営上お困りの方やお悩みの方はご相談ください。弁護士や税理士などの専門家のアドバイスが無料で受けられます！

※相談日については日程が変更になる場合がございますので予めお問い合わせください。

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

相談内容	相談員	相談日程
法律	弁護士	毎週火曜日 午後1時～4時
税務	税理士	毎週火曜日 午後1時～4時

その他、通常の経営相談・金融相談・個人事業主の方の記帳相談は随時承っておりますので、経営上お困りの点はご相談下さい。

※東京商工会議所の会員・非会員を問わずご利用いただけます。

※融資については、審査の結果ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。



同じ業界、同じ会社、同じ仕事の枠に閉じこもっていると、「井の中の蛙」になってしまうことがあります。

一般にビジネスマンは朝、家を出て、いつも決まったコースで職場へ向かい、だいたい同じような仕事をして、仕事が終わると決まったコースで家へ帰る、というパターンをくり返しています。

たまに息抜きするにしても、同じ会社の連中と一緒にいるのが気が落ち着くし、安心していられます。こうなると、業界、会社、職場以外の情報に接する機会は、ほとんどないといってもよいこととなります。

決まりきった仕事の処理だけならこれでもいいのですが、身の回りに何か「変化」が起きたら、どうにも対処できないということになりかねません。

そして現代は「変化の時代」ともいわれるように、たえず何か変化



国司 義彦  
(JMC能力開発センター代表取締役)

## ワンパターンは通用しない



しています。もちろん、いつの時代でも、環境は少しずつ変化していたのですが、これまではそれほど目立たなかったし、スピードもそれほど、速くはなかったのです。

だから気づくのが遅くても、十分

に対応できました。たとえば、ひと昔前であれば、どこかの会社がヒット商品を開発した場合「〇〇という商品が売れている」という情報を聞いてから二番煎じの商品を売り出しても、結構売れたのです。「2匹目のどじょうを狙え」などといわれたのも、この頃の話です。

これは「柳の下にどじょうはいない」という古いことわざをもじったもので、「むしろ1匹目のどじょうを探すのは苦勞も多いし失敗のリスクもあるけれど、2匹目のどじょうは楽でそれだけ成果を上げるのも早い」というパロディだったわけです。ところが、このパロディが通用しない時代になりました。

国際化とインターネットの普及で情報伝達がスピード化し、2匹目のどじょうになろうとして、準備しているうちに、ブームは去ってしまうからです。現代は、「スピード&タイミング」の時代でもあるのです。

メールアドレスを登録しよう

## 課税価格を求める

前回で「相続税のかかる財産」、「相続税のかからない財産」について説明しましたが、今回はそれをふまえて「課税価格」についてご説明いたします。

課税価格とは、相続税額の計算の基礎となる価格で、一般的には以下の算式により計算します。

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{相続等により取得した財産の価額}} + \boxed{\text{みなし相続財産}} - \boxed{\text{非課税財産}} \\
 & - \boxed{\text{債務控除}} + \boxed{\text{相続開始前3年以内の贈与財産}} + \boxed{\text{生前相続財産}} \\
 & = \boxed{\text{各人の課税価格}}
 \end{aligned}$$

上記算式はあくまでも一般の場合ですが、遺産分割が確定していても代償分割の場合などや、遺産未分割の場合には、右の表のようにして課税価格を求めます。

一般の場合	各相続人等の取得財産の価額（上記算式による）
遺産分割が確定している場合	①交付者 $\frac{\text{相続開始時の財産} - \text{代償財産}}{\text{相続開始時の財産の相対税評価額}} \times \frac{\text{相続開始時の財産の相対税評価額}}{\text{遺産分割時の財産の価額}}$
	②受贈者 $\text{代償財産の価額} \times \frac{\text{相続開始時の財産の相対税評価額}}{\text{遺産分割時の財産の価額}}$
換価分割の場合	換価分割の対象となつた財産の相対税評価額 $\times$ $\frac{\text{各人の取得換価代金}}{\text{換価代金の合計額}}$
負担付遺贈の場合	遺贈財産の相対税評価額 - 負担額
譲渡担保の場合	①債権者……債権金額に相当する金額 ②債務者……譲渡担保の目的となっている財産の価額
停止条件付遺贈の場合	条件が成就していれば遺贈に基づき計算
遺産が未分割の場合	未分割財産に係る各相続人等の取得財産の割合 $\times$ $\frac{\text{みなし相続財産} - \text{非課税財産} - \text{債務控除}}{\text{相続開始前3年以内の贈与財産}}$

## 税額控除

相続税額の求め方は次回以降に回すこととして、その前に各人の相続税額から控除する税額控除について説明します。

税額控除の種類は、以下の6つがあります。

- |         |           |
|---------|-----------|
| ①贈与税額控除 | ②配偶者の税額軽減 |
| ③未成年者控除 | ④障害者控除    |
| ⑤相次相続控除 | ⑥外国税額控除   |

なお、該当するものが2つ以上あれば、上記①～⑥の順序で適用し、税額がゼロになれば打ち切られます。

そして、上記税額控除のうち、最も利用されるのが②の配偶者の税額軽減ですので、少し詳しく説明します。

この制度は、生存配偶者への老後の生活保障など配偶者に配慮したもので、この場合の配偶者にはい

わゆる内縁関係は含まれません。

次に、適用要件としては、たとえ税額が発生しなくても、相続税の申告書にその適用を受ける旨を、計算明細や一定の書類を添付して、相続税申告書を提出しなければなりません。

軽減される税額は、以下の算式により計算します。

$$\begin{aligned}
 & \text{軽減される税額} = \\
 & \text{相続税の総額} \times \frac{\text{AとBのいずれか少ない額}}{\text{課税価格の合計額}} \\
 & \text{A} = \text{課税価格の合計額の法定相続分が、1億6,000万円のいずれか多い額} \\
 & \text{B} = \text{配偶者が実際に相続した財産の課税価格}
 \end{aligned}$$

また、不分割の財産については、いったん相続税額全額を支払い、申告期限から3年以内に分割が確定すれば、当該税額軽減が受けられる点に注意が必要です。

e-Taxを体験してみよう！



## 平成22年9月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
3	(株)アブレイズ・コーポレーション	濱田 光春	渋谷区桜丘町2-3	5728-2088	不動産賃貸・売買・管理業
6	(株)ジョイクロス	今関 良文	渋谷区渋谷3-5-16	6809-7500	流通小売
7	(株)ポットイン・ラックス	奥田由紀子	渋谷区南平台町1-9	5489-5587	印刷・印章
12	(有)グラシス	川村 剛幹	渋谷区富ヶ谷1-2-8	5465-0792	繊維製造卸
12	(株)広告企画研究所	馬淵 哲	渋谷区富ヶ谷1-3-15	5478-0885	広告・販促の企画デザイン
12	(株)アジリス	畑野 倬生	渋谷区上原2-47-19	5790-5201	
17	(株)ゼップコーポレーション	野地 武	渋谷区代々木4-15-6-107	6383-4175	保険代理店
18	特定非営利活動法人 日本家族問題相談連盟	岡野 厚子	渋谷区代々木1-16-4	5365-2241	カウンセリング業
18	(株)B・M	菅野さゆり	渋谷区代々木1-23-7	6276-1231	ビルメンテナンス
18	(株)クロスロード	狩野 健二	渋谷区代々木2-23-1	6276-2855	映像・音声・文字情報制作業
19	(株)リンクスパイア	細野 悦夫	渋谷区千駄ヶ谷3-3-3	5772-4775	鞆の製造卸
20	(株)ブロンドラグーン	根澤 誠	渋谷区神宮前3-24-5	6438-1072	小売業・広告代理業
21	丸雅商事(株)	藤城 欽一	渋谷区神宮前4-14-4	3404-0708	古物商

## 平成22年10月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
2	(株)エレメント	岡本 鉄平	渋谷区恵比寿西2-3-5	5784-6620	広告代理業・人材派遣
3	(財)産業保健研究財団	大澤 洋亮	渋谷区桜丘町2-9	5428-9410	健康診断事業、保険医療業
5	倉通エンジニアリング(株)	小澤 広幸	渋谷区東1-27-8-301	3677-7708	通信業
6	リアルプラン(株)	佐藤 雅樹	渋谷区渋谷1-5-2	6427-4311	不動産
7	(株)コスト管理サービス	伊藤 勝美	渋谷区道玄坂1-17-5	3770-8805	コンサルティング・ソフト開発・印刷
9	(株)TMパートナーズ	高岡 忠俊	渋谷区道玄坂2-15-1	5459-1222	人材紹介業
14	(株)エルビーアール	江崎 淳	渋谷区笹塚1-56-10-1014	3374-6613	ビル管理・清掃
15	(株)零式	植田龍太郎	渋谷区幡ヶ谷1-1-5	6276-7950	二輪車販売整備
16	閃利(株)	河村 純	渋谷区本町1-20-2-1303	6300-4863	情報サービス
17	エヌ・エス・シイ(有)	中木 宏幸	渋谷区代々木3-1-2	5365-1351	内装仕上工事業
18	(株)ICM	三津川真紀	渋谷区代々木1-23-10-301	6276-6517	不動産コンサルティング
18	(株)アンツ	齋藤 紳二	渋谷区代々木2-21-11	5358-2755	卸売
18	(株)プラネアール	鍋島 茂	渋谷区千駄ヶ谷5-21-7	3225-4121	貸しスタジオ
19	(株)リリアーニ	小西 由理	渋谷区千駄ヶ谷3-8-19-102	3746-1886	アクセサリ-小物卸
19	(株)ディーポート	大池 耕治	渋谷区千駄ヶ谷3-11-3-204	5770-4030	繊維衣料業
21	(株)ピュアネット	大竹 祐司	渋谷区神宮前4-4-7-2F	5412-7103	ブライダルインナー小売卸
区外	(株)エ디션マーケティング	日比野正雄	港区青山6-8-18-7F	3499-1710	コンサルティング
区外	(有)勝田食品	町田いよ子	品川区中延5-6-3	3787-0130	飲食店・仕出し



株式会社  
**定石**  
ハウジングセンター

不動産部 東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目1番5号 第1岩田ビル1F  
TEL 03-3377-1211 (代)

建築部 東京都杉並区阿佐ヶ谷南3丁目11番12号  
TEL 03-3392-1911 (代)

代表取締役 岩田利延  
東京都知事免許(8)第43747号

### 不動産業務全般

社団法人全国宅地建物取引業保証協会会員  
社団法人東京都宅地建物取引業協会会員



至笹塚 ● 幡ヶ谷駅北口 ● GS 至新宿  
三井住友銀行 ● 幡ヶ谷駅南口 ● GS  
● 八千代銀行 (株)定石 第1岩田ビル1F 第8岩田ビル

法人会ホームページを活用しよう



—都税についてのお知らせ— ～23区内に償却資産をお持ちの方へ～  
**1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)**

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成23年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成23年1月31日(月)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

**償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます**

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX (地方税ポータルシステム)

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

サポートデスク ☎ 0570-081459 (IP電話・PHSから: ☎ 03-5765-7234)

※午前8時30分から午後9時00分まで(土日祝・年末年始(12/29~1/3)を除く)

【お問い合わせ先】資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係

渋谷都税事務所 固定資産税課 償却資産係 電話 (03) 3463-4311 (代表)



—都税についてのお知らせ— 23区内に土地をお持ちの方へ  
**住宅用地(23区内)の申告はお済みですか？**

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	○住宅を新築・増築した場合 ○住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○住宅を建て替える場合 ○家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地係に提出してください。
申告期限	平成23年1月31日(月)

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地係

渋谷都税事務所 固定資産税課 土地係 電話 (03) 3463-4311 (代表)

—都税についてのお知らせ—  
**12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)**  
 6月にお送りした納付書により、12月27日(月)までにお納めください。

■正解「黒先白死」  
 黒1のツケが好手。白2に黒3が手筋で、白4は黒5のハネコミから7のウツテガエシで仕留めます。途中白4でaのオサエは、黒6、白5、黒4で白死です。黒1で2は筋違い。白1で生きられます。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ①金融機関\*1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
  - ②口座振替\*2
  - ③コンビニエンスストア\*3
- ＜利用可能なコンビニエンスストア＞  
 エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン (50音順)

振替納税を利用しよう

\*領収証書及びレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。

④金融機関<sup>\*1</sup>・郵便局の (ペイジー) 対応のATM<sup>\*4</sup>、インターネットバンキング<sup>\*4</sup>、モバイルバンキング<sup>\*4</sup>

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。
- ※4 ○ (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。
  - 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください。)
  - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○保守点検作業のため、平成23年1月1日午前0時～平成23年1月4日午前7時まではご利用できません。その他にもご利用できない期間があります。詳しくは、主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

**固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。**

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください(1月11日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます。)

**<口座振替のお問い合わせ先>**

東京都主税局徴収部納税推進課口座振替係  
(03-5912-7520)

—都税についてのお知らせ— 23区内に小規模非住宅用地をお持ちの方へ

## 固定資産税・都市計画税(23区内)の減免申請はお済みですか？

～小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税(23区内)の減免を受けるためには、申請が必要です～

### ○減免の対象

一画地における非住宅用地(商業ビルや店舗の敷地、駐車場など)の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分。

※ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限りません。

### ○減免の割合

固定資産税及び都市計画税の税額の2割

小規模非住宅用地の減免申請の期限は、**平成22年12月28日(火)**です。該当する方はお早めに申請してください。

なお、前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

### 【お問い合わせ】

土地が所在する区にある都税事務所  
渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係  
電話 (03) 3463-4311 (代表)

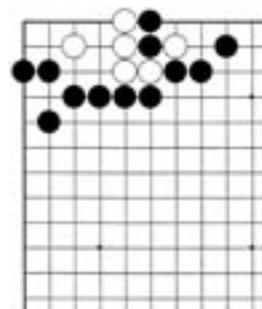


〈出題〉日本棋院

■黒先

ちょっとした細工を施すことで違いが生じます。

(考慮2分で初段)



貸事務所・貸店舗・駐車場

株式会社 幡ヶ谷ゴールドデンセンター

東京都渋谷区幡ヶ谷1-3-1 電話 (03) 3374-2233 FAX. 3374-2236

Eメール [hatagayagc@jeans.ocn.ne.jp](mailto:hatagayagc@jeans.ocn.ne.jp)

# 渋谷法人会の儀式サービス制度

# もしものときに **大きなあんしん**

わすれないで!

家族  
で使える  
全国  
で使える  
**葬儀支援  
サービス**

全国  
約500社  
2500事業所  
全国の葬祭事業所ネット  
ワークがご利用できます!

葬儀に必要な基本セットが  
**無料または低廉な料金で**  
ご利用になれます!

事前問合せおよび万一の場合は  
**フリーダイヤル 24時間対応**

ヨニイークミ  
**0120-421-493**

適用対象者	基本セットご利用料金
● 会員企業の75歳未満の全取締役および監査役本人	<b>無 料</b>
● 会員企業の75歳以上の全取締役および監査役本人 ● 本人の配偶者および子女 ● 本人および配偶者の両親 ● 本人および配偶者の祖父母	
	<b>24万円</b> (消費税込 25万2千円)

ご提供できる基本セットの内容  
葬儀基本セット(仏式) 東京・神奈川の例

- ご祭壇
- お棺(桐上級棺)
- ご遺影(白黒)
- 寝台車(車庫から10kmまで)
- 忌中額
- 門標(式場看板)
- 枕飾り
- 会葬礼状(100枚)
- お位牌(白木)
- お清めセット
- 式場内外装飾用品(幕類)
- ご焼香用品
- ご遺体保存用品(ドライアイス一回分)
- 受付用テント(一張)、照明器具
- 放送設備(マイク・スピーカー)
- 儀式係員派遣
- 見積り係員派遣
- 諸官庁手続き

- ご利用葬儀社や地域によってご提供できる基本セットの内容は若干異なります。
- 斎場をご利用の場合、使用する祭壇が基本セットとは異なるケースがございます。打合せの際、葬儀社に十分ご確認ください。
- 祭壇やお棺のグレードアップや基本セット内容以上のものをご希望される場合は、差額をご負担いただくことで可能です。
- 火葬料や会葬者への接待費用、寺院関係の費用など、基本セットに含まれない費用は、別途ご負担いただきます。
- 神式やキリスト教式、その他の宗教につきましては、基本セットの内容が異なります。打合せの際、詳細をご相談・ご確認ください。

## 葬儀サービスの流れ



儀式サービスについてのお問合せは  
**社団法人 渋谷法人会 TEL.03-3461-0758**  
**株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755**